

「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」見直し（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」の見直し（素案）

2 意見の募集期間

平成27年10月1日（木）から平成27年10月30日（金）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数		2人	2件
②提出方法	直接持参	2人	2件
	郵送	0人	0件
	FAX	0人	0件
	Eメール	0人	0件
③政策等に反映した意見			0件

4 意見の概要と市の考え方

次ページ以降参照。

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
その他の意見			
1	柏児童相談所管轄内で、現在里親が70組あるが、委託されている里親より未委託の里親が多い。社会貢献の活動として里親らが何か手伝うことはできないか。	厚生労働省が設置した社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、その中で今後10数年の間に委託先について①養護施設、②グループホーム、③里親・ファミリーホームの割合をおおむね3分の1ずつにするため、里親委託等を増やしていくという目標が掲げられています。千葉県構成比を見ると、里親・ファミリーホームは18.2%（平成26年4月1日時点）となっており、県は「千葉県家庭的養護推進計画」において、里親の質の向上を図るための専門里親養成研修の実施や里親の負担を軽減するための相談援助や養育補助などの支援、里親専門相談員を各児童相談所に配置する等により里親制度の普及や委託の推進等に取り組むとしています。 里親委託については、被虐待児童等にとってより家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができることから、市としても推進すべきと考えており、事業の実施主体である県の委託率向上や新規登録の増加に向けた取組における地域や関係機関の理解を得るための広報活動等に協力するとともに、千葉県里親会が行う普及啓発活動等を支援してまいります。 なお、本大綱は、児童虐待の未然防止並びに早期発見及び早期対応を図ることを目的として策定しており、被虐待児童の措置後の支援等を施策の対象範囲として想定していないことから素案の修正は行いません。	修正なし

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
2	通告件数が増えているのは、市の取組などにより、住民の児童虐待に対する意識が高まったからだと思う。 そのような中、自分自身が虐待など全くありえないことを通告された経験があり、その後しばらくの間、監視されているような不安を感じたことがある。 このような誤解による通告を受けた家庭に対しては、その家庭が不安にならないよう通告者が誰であるか、通告の内容がどのようなものであるかを伝えるべきではないか。	子ども虐待対応の手引き（厚生労働省作成）によれば、平成16年の児童虐待防止法の改正により、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることになります。これは児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましいとする考え方に基づくものです。また、近隣住民等が通告を躊躇することがないように、同法では市町村等が通告元を明かすことを禁止しています。 通告があった場合、児童相談所運営指針に基づく本大綱の基本方針として、市は48時間以内の安全確認を行います。その結果、児童虐待とは判断されなかったケースでも、通告の対象となった保護者等に対しては不要な不安を与えることのないよう、通告の内容について丁寧な説明を心掛けております。ただし、通告者が誰かについては法に基づく守秘義務を厳守しております。 本御意見のケースも踏まえ、今後も引き続き、素案に位置付けた啓発活動等を通じて児童虐待防止に向けた通告義務について、正しい理解を頂けるよう努めてまいります。 このことから素案の修正は行いません。	修正なし